

平成26年11月25日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成26年10月3日付け諮問第3066号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

意見1	考え方1
数式も何の事だか分かりません。 <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	ユニバーサルサービスに係る交付金及び負担金の算定式については、総務省が資料中に補足情報を追記する等により広く理解が得られるよう配慮しているところ。引き続き、より分かりやすいものとなるよう配慮すべきである。